



全老健第 28－81 号
平成 28 年 6 月 1 日

厚生労働大臣
塩崎 恭久 殿

公益社団法人全国老人保健施設協会
会 長 東 憲 太 郎



「平成 28 年熊本地震」に係る要望書

このたびの平成 28 年熊本地震におきましては、熊本及び大分地方を中心に大きな被害・損害が発生し、現在も未だ余震が続いております。

このため、当該地方の介護老人保健施設におきましても、建物の損壊や利用者の退避、さらには職員の車中泊の継続等、多大な被害・影響を受けております。

当協会としても、各県支部や行政と連携を取り合い、介護スタッフ等の被災施設派遣や物資の配送等の支援に努めているところですが、一日も早い災害復旧ならびに利用者への適切な介護サービスの実施、更には、今後の災害に備えて、下記事項を実現していただくよう要望致します。

記

1. 被災した介護老人保健施設の復旧費用の補助率を阪神・淡路大震災、東日本大震災時と同等かそれ以上にかさ上げすること。
2. 災害復旧費用の対象として、建物のみならず、土地の買収・整地、既存建物の買収、建物以外の工作物、設備・車両を加えること。
3. 国庫補助の協議にかかる事務を効率化し、迅速な支給が行われるように配慮すること。
4. 独立行政法人福祉医療機構の介護老人保健施設向け貸付制度を更に充実させること。
 - ・増改築資金の融資率を 100% とすること
 - ・長期運転資金は、無利息、無担保、無保証とすること
 - ・償還期間、据置期間の延長
 - ・未償還貸付分を含めた融資条件の緩和
5. 災害救助法において介護を適切に位置づけ、被災施設へのスタッフ派遣や被災施設からの利用者受け入れなどが費用面を含めて円滑に行われるようにすること。
6. 今後、介護老人保健施設が防災対策として行う耐震・免震工事あるいは自家発電装置等防災上必要な設備の設置・拡充に、十分な費用の助成を行うこと。

以上



全老健第 28－81 号

平成 28 年 6 月 1 日

内閣府特命担当大臣

河 野 太 郎 殿

公益社団法人全国老人保健施設協会

会 長 東 憲 太 郎



「平成 28 年熊本地震」に係る要望書

このたびの平成 28 年熊本地震におきましては、熊本及び大分地方を中心に大きな被害・損害が発生し、現在も未だ余震が続いております。

このため、当該地方の介護老人保健施設におきましても、建物の損壊や利用者の退避、さらには職員の車中泊の継続等、多大な被害・影響を受けております。

当協会としても、各県支部や行政と連携を取り合い、介護スタッフ等の被災施設派遣や物資の配送等の支援に努めているところですが、一日も早い災害復旧ならびに利用者への適切な介護サービスの実施、更には、今後の災害に備えて、下記事項を実現していただくよう要望致します。

記

災害救助法において介護を適切に位置づけ、被災施設へのスタッフ派遣や被災施設からの利用者受け入れなどが費用面を含めて円滑に行われるようにすること。

以上